

メディアスクーリング 法学(日本国憲法)

【第2回】

憲法の歴史 (1) — 憲法の成立

1 憲法成立以前

- ・中世（5世紀～17世紀）のヨーロッパ社会における二重の拘束
⇒ 身分制+絶対的権力
- ・3つのR（ローマ法の継承、ルネサンス、宗教改革）（14世紀～16世紀）
⇒ 自然主義、理性主義、合理主義、個人主義の浸透
⇒ 中世社会の動搖
- ・中世末期の思想対立（なぜ国王は国家・国民を支配できるのか？）

王権神授説 (e.g. フィルマー、ボシュエ)

神は、最初に創造した人間であるアダムに、子孫を支配する絶対的な権力を与えた。この権力は男系長子によって代々世襲され、現在の国王へと継承された。ゆえに、国王は人々を支配する絶対的な権力を有する。

社会契約説 (e.g. ロック、ルソー)

神は、人間を平等なものとして創造した。しかし、社会の安全を維持するために、人々は社会契約によって、権力を特定の者に信託し、その者が国王となった。従って、信託に背いた権力者は排斥することができる。



2 近代憲法の成立（17～18世紀）

- ・身分制・絶対的権力に基づく専制的支配への抵抗運動 ⇒ 市民革命
 - e.g. イギリス名誉革命（1688）、アメリカ独立革命（1776）、オランダ愛国者派の騒擾（1785）、フランス革命（1789）、アイルランドの反乱（1798）…etc.
- ・市民革命の成功 ⇒ 社会契約説に基づいた政治的宣言

e.g. アメリカ独立宣言（1776）

すべての人間は生まれながらにして平等であり、創造主によって、生命、自由、および幸福の追求を含む不可侵の権利を与えられている。こうした権利を確保するために、人々の間に政府が樹立され、政府は人民の合意に基づいて正当な権力を得る。そして、いかなる形態の政府であれ、政府がこれらの目的に反するようになったときには、人民は政府を改革または廃止し、新たな政府を樹立する権利を有する。

- ・一過性の宣言を憲法へと法典化
⇒ アメリカ合衆国憲法（1787、1791）、フランス人権宣言（1789）、フランス憲法（1791、1793、1795）
⇒ 憲法の成立

e.g. アメリカ合衆国憲法 (1787・1791)

第1条第1節

この憲法によって付与される立法権は、すべて合衆国連邦議会に属する。

第2条第1節

執行権は、アメリカ合衆国大統領に属する。

第3条第1節

合衆国の司法権は、1つの最高裁判所、および…下級裁判所に属する。

第6条

②この憲法…は、国の最高法規である。各州の裁判官は、各州の憲法または法律中に反対の定めのある意場合といえども、これに拘束される。

修正第1条

連邦議会は、…言論または出版の自由を制限する法律…を制定してはならない。

修正第14条

…いかなる州も法の適正な過程によらずに、何人からも生命、自由または財産を奪ってはならない。また、何人に対しても法の平等な保護を拒んではならない。

e.g. フランス人権宣言 (1789)

第1条

人は、自由、かつ、権利において平等なものとして生まれ、生存する。

第5条

法律は社会に有害な行為しか禁止する権利をもたない。法律によって禁止されていないすべての行為は妨げられず、また、何人も、法律が命じていないことを行うように強制されない。

第7条

何人も、法律が定めた場合で、かつ、法律が定めた形式によらなければ、訴追され、逮捕され、または拘禁されない。

第11条

思想および意見の自由な伝達は、人の最も貴重な権利の一つである。

第16条

権利の保障が確保されず、権力の分立が定められていないすべての社会は、憲法をもたない。

e.g. 1791年フランス憲法 (1791)

第2条(12)

すべての権力は国民のみに由来する…。

3 自由国家の成立 (18~19世紀)

・近代立憲主義 ⇒ 人々の自由と平等を重視 ⇒ 自由国家（消極国家・夜警国家）の成立

※自由国家 = 国家は、個人の自由を最大限尊重すべきであり、なるべく市民社会に介入すべきではないとする国家像。

・自由国家 ⇒ 憲法による国家権力の制限が目指される ⇒ 立憲主義の成立
国家運営の民主化が目指される ⇒ 議会制民主主義・法治主義の成立
経済活動の自由が保障される ⇒ 資本主義の成立

- ・自由国家における憲法は、人びとの経済的な自由（特に財産権）を強く保障した。
 - e.g. フランス人権宣言 17 条（1789）

所有は、神聖かつ不可侵の権利であり、何人も、適法に確認された公の必要が明白にそれを要求する場合で、かつ、正当かつ事前の補償のもとでなければ、それを奪われない。

4 立憲主義の拡大と変異（19世紀）

- ・18世紀：先進欧米諸国における憲法制定（アメリカ、フランス）
 - ↓
 - 先進欧米諸国の発展
 - ↓
- ・19世紀：新興近代国家への立憲主義の拡大（ドイツ、イタリア、スペイン、ベルギー、日本など）
- ・ただし、アメリカ・フランスは国民主権型の立憲主義を採っていたのに対して、ドイツや日本などの新興近代国家の中には、君主主権型の立憲主義を採用した国も多かった。

